

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ消費税率(国・地方)が引き上げられたに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の令和3年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 157, 143 千円
(歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 2, 037, 231 千円

(単位:千円)

事業名			令和3年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳				
国による分類 (※1)	目	事業名等		特定財源			一般財源	
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	28,447	2,593	0	1	3,938	21,915
		福祉医療事業	46,568	23,418	0	789	3,406	18,955
		障がい者福祉推進事業	488,361	318,627	0	0	25,855	143,879
	老人福祉費	在宅福祉事業	178	0	0	0	27	151
		施設福祉事業	2,451	0	0	477	301	1,673
		老人福祉推進事業	5,458	325	0	1,772	512	2,849
		老人医療事業(※5)	176,211	538	0	611	26,667	148,395
		介護保険関連事業(※6)	310	235	0	0	11	64
		老人福祉センター管理運営経費	30	0	0	0	5	25
	児童福祉総務費	認可外保育所助成事業	600	0	0	0	91	509
		児童手当支給事業	287,490	247,469	0	0	6,096	33,925
		ひとり親家庭支援事業	1,530	0	0	0	233	1,297
		児童福祉推進事業	14,960	3,572	0	0	1,735	9,653
		子育て支援医療費助成事業	53,627	20,851	0	0	4,993	27,783
		地域子ども・子育て支援事業	15,809	13,944	0	0	284	1,581
	保育所費	民間保育所等運営支援事業	267,402	156,823	0	30,120	12,256	68,203
保育所管理運営事業		214,262	3,691	800	79,406	19,858	110,507	
小計		1,603,694	792,086	800	113,176	106,269	591,363	
社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	69,922	52,441	0	0	2,663	14,818
	老人福祉費	介護保険事業特別会計繰出金	188,308	0	0	0	28,685	159,623
		後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	44,637	29,230	0	0	2,347	13,060
	小計		302,867	81,671	0	0	33,694	187,502
保健衛生	予防費	予防接種事業	67,378	4,276	0	0	9,612	53,490
		成人保健対策事業	18,756	319	0	245	2,771	15,421
	保健センター費	母子保健対策事業	24,708	3,589	0	3	3,217	17,899
		健康づくり・地域医療対策事業	5,327	0	0	0	811	4,516
		健康診査事業	14,501	369	0	9,092	768	4,272
	小計		130,670	8,553	0	9,340	17,179	95,598
合計		2,037,231	882,310	800	122,516	157,143	874,462	

- ※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など
国による分類 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など
国による分類 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和3年度予算額の22分の12に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。